

設 立 趣 意 書

五島市地域づくり事業協同組合

I 設立の目的

五島市を取り巻く経済環境は急速な人口過疎化、少子高齢化など厳しい状況下となっている。令和2年6月に施行された「地域人口の急激に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、地域内事業者の仕事を複数組み合わせることで通年の仕事を創り出し、安定的な雇用環境を創出することで、人口流出を抑えUIJターンの促進により人口減少対策とするものであると考える。

今回、五島市をはじめ福江商工会議所など様々な関係機関と連携を取り乍ら「特定地域づくり事業協同組合」を設立する事により、繁忙期における人手不足の解消と五島市内高等学校卒業生が島内企業就職後、3年以内に離職し大半が島外に転出している現状を鑑み、次の就職先の雇用環境創出に繋げることも含め、五島市が抱える人口減少に対する抜本的な改革に結び付くものと考え設立するものである。

II 組織及び事業の概要

1. 名 称 五島市地域づくり事業協同組合
2. 地 区 長崎県五島市の区域とする。
3. 事務所の所在地 長崎県五島市東浜町1丁目18-1
4. 組合員たる資格 次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
 - (1) ばれいしょ・かんしょ作農業、建築工事業、水産練製品製造業、その他の水産食料品製造業、建築材料卸売業、電気業、ガソリンスタンド、燃料小売業、税理士事務所、その他の技術サービス業を行う事業者であること
※上記に申込者の主たる事業を追記する。
 - (2) 組合の地区内に事業場を有すること
 - (3) 前各号の要件を備える事業者等で組織する団体
5. 出資1口の金額 金 100,000 円とする。
6. 出資払込みの方法は、一時に全額を払い込まなければならない。
7. 事業計画の概要
 - (1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
この事業は、組合員が事業に必要とする人員について組合員の申し込みを受けて、組合の職員を派遣することにより行う。
 - (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

組合員等に対し、経営管理及び生産技術の向上を図るため、講習会、視察研修並びに各種情報の提供をすることにより行う。

(3) 前各号の事業に附帯する事業

8. 経費の賦課徴収方法

(1) 賦課金の額 組合員1人につき年額20,000円とする。

(2) 徴収方法 毎事業年度初頭に徴収する。ただし、賦課金の徴収は次年度からとし、初年度は徴収しない。

9. 役員の定数及び任期

(1) 定数 理事 4人又は5人

監事 1人又は2人

(2) 任期 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

III 設立発起人の住所・名称・氏名

設立発起人

住所 長崎県五島市末広町8-4

名称 福江商工会議所

氏名 会頭 清瀧 誠司

設立発起人

住所 長崎県五島市東浜町1丁目20-13

名称 株式会社今村組

氏名 代表取締役 今村 音博

設立発起人

住所 長崎県五島市福江町18-8

名称 佐々野邦久税理士事務所

氏名 所長 佐々野 邦久

設立発起人

住所 長崎県五島市岐宿町岐宿1688-1

名称 五島水産株式会社

氏名 代表取締役 山下 道子